

独立行政法人都市再生機構中部支社入札監視委員会（第33回）議事概要

1 開催日 令和2年11月30日（月）

2 場所 独立行政法人都市再生機構中部支社（第一会議室）

3 入札監視委員会委員

[委員長]

太田勇（弁護士）

[委員]（五十音順）

河辺伸二（名古屋工業大学教授）、小林真（公益社団法人愛知県安全運転管理協議会専務理事）

竹内 伝史（岐阜大学名誉教授）

4 審議対象期間 令和2年4月1日～令和2年9月30日

5 抽出件数

		区分	抽出件数
工 事	1	落札率が高い契約	1件
	2	一者応札・応募の契約	1件
	3	一定の関係を有する法人との契約	1件
	4・5	契約方式の区分の分散に配慮しつつ抽出する契約	2件（1件）
業 務	6	落札率が高い契約	1件
	7	一者応札・応募の契約	1件
	8	一定の関係を有する法人との契約	1件
抽出件数（計）			8件（1件）

（注）抽出件数の（ ）書は、事務所（独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第2条第7号に定める「事務所」をいう。）の分任契約担当役の発注で内数である。

6 委員からの意見・質問及びそれに対する回答
別紙のとおり

7 委員会による意見の具申又は勧告の内容
なし

別 紙

	意見・質問	回 答
1	<p>【R02-支-アーバンラフレ虹ヶ丘南エレベーター改修工事】 特になし</p>	
2	<p>【R01-支-相生山他3団地洗濯排水設備改修調査工事】</p> <p>① 本件工事による工法は、独自のアイデアによるもので、特許性が強いのではないかと。</p> <p>② そうであるならば、何故1者応札となったのか。</p> <p>③ 公募にあたり、競争参加資格として本件工法の工事実績を要したのか、また本件工法が分かるようになっていたか。</p> <p>④ 改修後も洗濯排水を浴室の洗い場に流す設計となっているのか。</p>	<p>① 本件の工法は、(一財)ベターリビングで認定された改修工法で、一般に公開されており誰でも利用できる技術である。</p> <p>② サイホン作用を利用して住戸内の排水を流す工法は、一般的には十分に知られておらず、また居住中の住戸内で実施する工事であるため、参加意欲が低くなったと考えられる。</p> <p>③ 競争参加資格として本件工法の工事実績は不要とし、公募資料には本件工法に関する図面等を添付している。</p> <p>④ 本件工法は、既存の排水立て管の排水能力が不足するなど、洗濯排水を直接接続できない場合の工法であり、改修後も排水自体は浴室の洗い場に流している。なお、排水位置は住戸形式毎の設計でなるべく洗い場の排水口近傍となるよう配慮している。</p>
3	<p>【R02-支-岩倉44～51号棟外壁修繕その他調査工事】 特になし</p>	
4	<p>【R02-支-高森台3街区基盤整備工事】</p> <p>① 最も低い入札価格が特別調査基準価格を下回り、施工体制確認の調査が実施されているが、最も低い入札価格を提出した者は施工体制確認の調査資料を提出しなかったが、何故か。</p> <p>② 調査基準価格と特別調査基準価格のふたつの基準を設定した趣旨は何か。2段階の基準価格で調査資料が異なるのは何故か。</p> <p>③ 施工体制確認の調査に応じることは業者にとって大きな負担となる。異常な低価格の業者を排除する基準値を設定した方が業者にとって負担はないのではないのか。</p>	<p>① 最も低い入札価格を提出した者に対し、施工体制確認の調査資料の提出を依頼したが、その者は、特別調査基準価格を下回ったことにより配置技術者を1名から2名に増員する等の施工体制確保の対応が必要となるため、利益が見込めない等の判断をし、調査資料を提出しなかったものと思われる。</p> <p>② 調査基準価格は低入札対策として設定している。特に特別調査基準価格を下回る場合は、品質、安全、協力業者も含めた施工体制を確保できるかを重点的に確認・審査するために設定している。</p> <p>③ 特別基準価格以下の場合でも、調査に応じて工事を契約したいとする会社もあり、そこは会社の判断になる。調査が負担となるのであれば、調査資料を提出しない選択もできる。そのため、低価格の業者を排除するものではなく、低価格の場合の施工体制について厳格に確認するものである。</p>

	④ 当初工事と契約予定工事のふたつの工事を枠組み協定型一括入札方式で発注しているのは何故か。	④ 枠組み協定型一括入札方式は複数工事について、施工における効率性、コスト削減の観点から採用している方式である。これには、補助金の交付決定後の工事契約に対応することも併せて考慮している。本件はこれらを踏まえ、この方式を採用したところである。
5	【【URコミュニティ】R02-アーバニア志賀公園他9団地給水施設改良その他工事】 特になし	
6	【R02-支一日進香久山花の街他1団地エレベーター改修工事他1件監督業務】 特になし	
7	【藤枝総合運動公園サッカー場改修基本・実施設計業務（その1）】 ① 当初業務と契約予定業務のふたつの業務を協定型一括入札方式で発注しているが、なぜ当初業務と契約予定業務を別々に契約するのか。 ② 当初設計を行った設計事務所はどこか。 ③ 当初設計を行っていない設計事務所でも当業務を行うことができると思われる。何故1者応募となったのか。 ④ 当初の設計図面は、設計事務所だけが所有しているものか。 ⑤ 落札率99.4%と高くなっているのは何故か。	① 今年度の当初業務は主に設計業務である。契約予定業務は工事施工に伴う業務であるため、工事が補助事業対象であることも考慮し、来年度、藤枝市からの受託工事を実施する時点で契約する。 ② 本業務で特定された者と同じ設計事務所である。当初設計を行った設計事務所1者のみが参加申込みをした。 ③ 他の設計事務所は「当初設計を行った設計事務所は経験を活かせるため有利だ」と判断したのではないかと判断した。契約後、参加しなかった設計事務所にヒアリングを行ったところ、技術者の配置が難しかったという意見等があった。 ④ 公募資料にて、当初設計図面等を貸与できることを表記している。 ⑤ 参加希望者には業務量の目安として人工数等を閲覧できるようにしており、特定された者はこれにより想定した金額で見積合わせを行ったと思われる。
8	【新清洲駅北地区令和2年度権利者等調整等業務】 特になし	
その他意見	特になし	

以上